

# 令和3年9月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年9月24日(金) 13:30~14:30

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(15名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 柳本 進       | 20番 | 向山 清彦      |
| 2番  | 菊島 博文      | 21番 | 石川 豊       |
| 3番  | 横内 知恵美(欠席) | 22番 | 横森 隆次(欠席)  |
| 4番  | 保坂 耕       | 23番 | 横森 孝徳      |
| 5番  | 小澤 和茂(欠席)  | 24番 | 小泉 泰夫      |
| 6番  | 保阪 幸彦      | 25番 | 田中 武久(欠席)  |
| 7番  | 上野 公(欠席)   | 26番 | 石合 榮之      |
| 8番  | 古屋 一光      | 27番 | 山本 弘行      |
| 9番  | 河西 孝雄      | 28番 | 加賀爪 悦夫     |
| 10番 | 佐藤 安茂      | 29番 | 駒井 正一      |
| 11番 | 小澤 辰雄      | 30番 | 笹本 勝造(欠席)  |
| 12番 | 小田切 悦男     | 31番 | 切刀 茂樹      |
| 13番 | 久保田 豊一     | 32番 | 土橋 明(欠席)   |
| 14番 | 矢崎 良夫      | 33番 | 堀川 喜美雄(欠席) |
| 15番 | 野田 源一郎     |     |            |
| 16番 | 小澤 洋行      |     |            |
| 17番 | 堀川 茂憲      |     |            |
| 18番 | 浅川 節子      |     |            |
| 19番 | 新奥 長生(欠席)  |     |            |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

|    |       |  |    |
|----|-------|--|----|
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による申請の承認について                  | 7件 |
|    | 議案第2号 | 農地法第5条の規定による申請の承認について                  | 7件 |
|    | 議案第3号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による<br>農地利用集積計画の承認について | 2件 |
|    | 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                | 2件 |
|    | 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について                 | 1件 |

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：小倉 利仁・越石 早織

## 6. 会議の概要

### <事務局長>

ただ今から令和3年9月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

### <会 長>

(会長あいさつ)

### <事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

### <議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中15名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、12番 小田切 悦男 委員、13番 久保田 豊一 委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

### <事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

|       |  |     |                          |
|-------|--|-----|--------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による申請の承認について                  | 7件  | 11,016 m <sup>2</sup>    |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による申請の承認について                  | 7件  | 5,017.97 m <sup>2</sup>  |
| 議案第3号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による農地<br>利用集積計画の承認について | 2件  | 4,336 m <sup>2</sup>     |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                | 2件  | 2,810 m <sup>2</sup>     |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について                 | 1件  | 1,166 m <sup>2</sup>     |
| 合計    |  | 19件 | 24,345.97 m <sup>2</sup> |

となります。

次に、会務報告ですが、9月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が対応いたしました。

### <議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

### <議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした地上権の設定に関するものが1件、所有権の移転に関するものが6件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置による地上権設の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人自身の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人自身の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人自身の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

申請番号2番の譲渡人と譲受人の住所が全く同じなのですが、説明を求めます。

<事務局>

申請番号2番については、地上権設定のための賃貸借設定になりますので、議案書の渡人が貸人、受人が借人となります。

渡人の法人と受人の法人は所在地（住所）と代表者が同じ法人であります。農地所有者は渡人の法人であり、営農型太陽光発電施設を設置し、発電事業を行う法人は受人の法人となります。

経緯としますと、渡人の法人が令和3年5月に設立したばかりの法人で、事業実績がなく、営農型太陽光発電施設を設置するための資金融資を金融機関から受けることができないため、受人の法人が営農型太陽光発電施設を設置し、発電事業を行うこととなったためです。

<議長>

その他に質疑がありますか。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、7件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、シイタケ栽培施設整備（競売案件）のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、農産物販売施設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保祝神平、営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條三宮地、一般個人住宅敷地拡張のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割穴田、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條西割御手洗、モデルハウスのための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割北原、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：事務局

申請番号2番：横森（隆）委員欠席のため、横森（孝）委員

申請番号3番：横森（孝）委員

申請番号4番：上野委員欠席のため、小泉委員

申請番号5番：矢崎委員

申請番号6番：土橋副委員長欠席のため、野田委員

申請番号7番：堀川（喜）委員欠席のため、堀川（茂）委員

(各委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

申請番号3番の営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請についてですが、太陽光発電施設を設置する農地は急斜面ではないと思いますが、防災面については大丈夫でしょうか？

<事務局>

先程、担当地区委員からも説明がありましたが、申請地はぶどう園として使用されておりました。太陽光パネルの設置面積が農地面積の半分程度であり、雨水は地下浸透との計画であるため、通常の雨量では災害等の問題は発生しないと考えます。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

<菊島委員>

申請番号3番の競売案件についてですが、農地法3条の農地としての所有権移転と農地法5条の所有権移転の農地があるかと思うのですが、どのようになっていますか？

<事務局>

申請地3筆のうち、2筆は前所有者が農振農用地内に農業用施設を建設する用途変更の手続きを行っており、既に農業用施設が建設されています。申請地3筆につきまして、裁判所の競売条件が一括売却であるため、農地として残っている1筆につきましては、落札者は農地の使用目的の変更を行って、農業用施設を建設する計画であり、シイタケを保管する保冷庫の建設をするための農地法5条申請をしております。

<菊島委員>

全て農地法5条申請になりますか？

<事務局>

申請地3筆ともに全て農地法5条申請となりますが、農業用施設が整備されるため、用途は建物敷地ではありますが、農振農用地内に農業用施設の建築を行う許可になります。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：りんご、期間：10年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：3年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が2件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件です。議案集は7ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町下本田、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割鎌倉、相続に

よる所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は藤井町北下條榎田、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和3年9月農業委員会を閉会いたします。

**【議事に参与した者の職、氏名】**

○書記：小倉 利仁

○書記：越石 早織